

医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ(図)

【医療保険】

小児等40歳未満の者、
要介護者・要支援者
以外

(原則週3日以内)

厚生労働大臣が定める者
(特掲診療料・別表第7※1)

特別訪問看護指示書^{注)}の交付を受けた者
有効期間:14日間 (一部、2回交付可※2)

厚生労働大臣が
定める者
(特掲診療料・
別表第8※3)

認知症以外の精神疾患

【介護保険】

要支援者・要介護者

(限度基準額内 無制限
(ケアプランで定める))

※1:別表第7

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症

プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

※2:特別訪問看護指示書を月2回交付できる者 (有効期間:28日間)

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

注):特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回(週4日以上)の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

※3:別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

算定日数
制限無し

医療保険における訪問看護の評価の構成

医療保険

病院・診療所

在宅患者訪問看護・指導料、
同一建物居住者訪問看護・指導料
1日につき 週3日目まで580点

加算

精神科訪問看護・指導料
1日につき 週3日目まで30分以上 580点

加算



訪問看護 ステーション

訪問看護基本療養費
1日につき 週3日目まで 5,550円

基本療養
費に係る
加算

精神科訪問看護基本療養費
1日につき 週3日目まで30分以上 5,550円

基本療養
費に係る
加算

訪問看護管理療養費

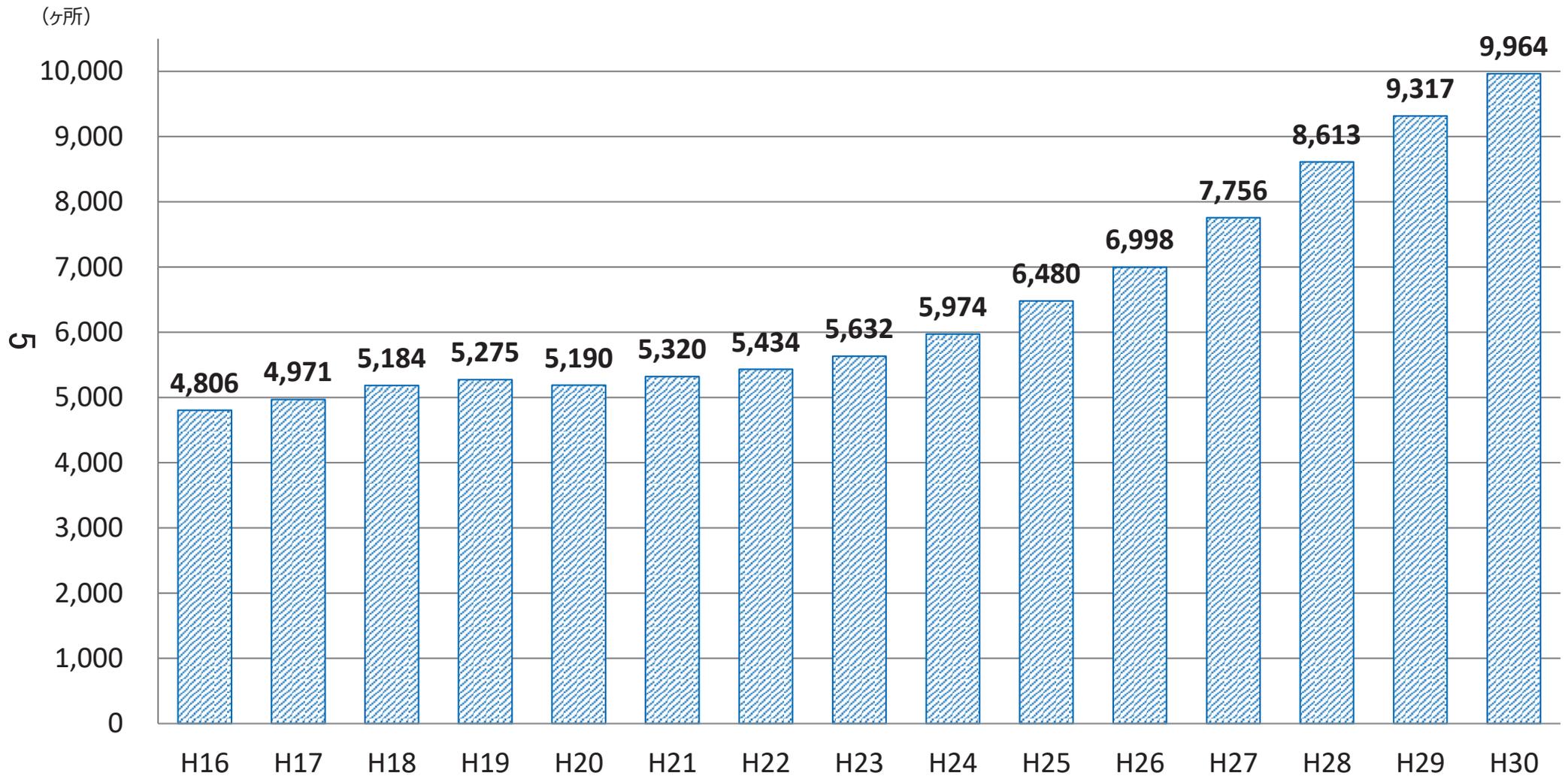
【月の初日】
機能強化型1: 12,400円
機能強化型2: 9,400円
機能強化型3: 8,400円
その他: 7,400円
【月の2日目以降】2,980円

管理療
養費に
係る
加算

訪問看護情報提
供療養費1~3
月1回に限り
1,500円
訪問看護ターミナ
ルケア療養費
療養費1: 25,000円
療養費2: 10,000円

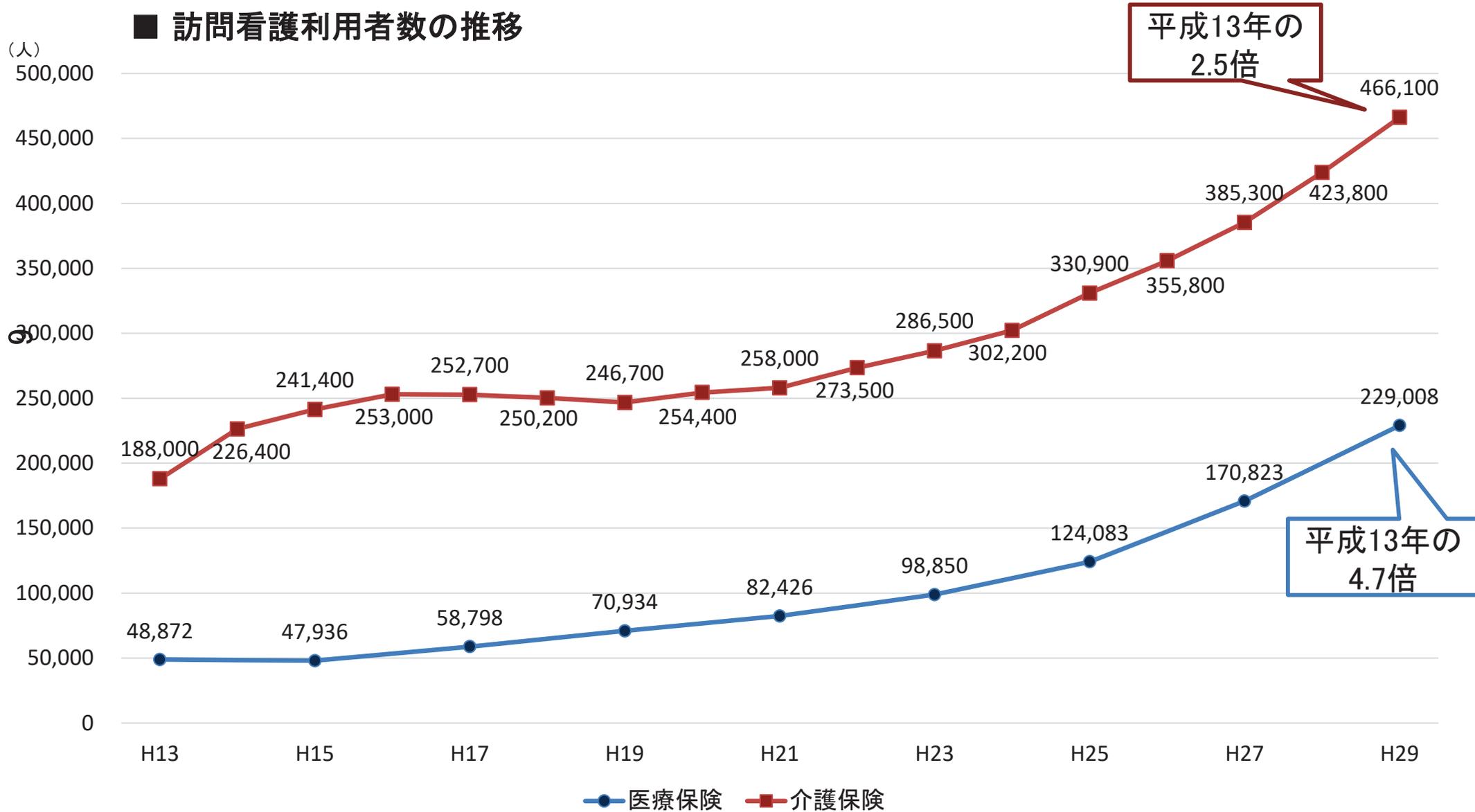
訪問看護ステーション数の年次推移

○ 訪問看護ステーションの数は徐々に増えており、特に平成24年以降の伸びが大きい。



訪問看護利用者数の推移

○ 訪問看護ステーションの利用者は、介護保険、医療保険ともに増加しており、特に医療保険の利用者数が伸びている。



【出典】介護給付費実態調査(各年5月審査分)、保険局医療課調べ(平成13年のみ8月、他は6月審査分より推計)